

届出制手数料届出書

① 2025 年 11 月 13 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) ごうどうかいしゃしばやமாகしーやまぐち
届出者氏名: 合同会社芝山タクシー山口
代表社員 金塚章吉

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③ 許可番号	27-ユ-305113
(ふりがな) ④ 氏名又は名称	ごうどうかいしゃしばやமாகしーやまぐち 合同会社芝山タクシー山口
(ふりがな) ⑤ 所在地	〒 7 5 2 - 0 9 4 2 電話 080 (3393) 8818 やまぐちけん しものせきし ちょうふよつおうじちょう 山口県下関市長府四王司町391番地10
⑥ 適用開始・変更予定日	2026年02月01日
⑦ 届出・変更届出内容	別紙の通り
⑧ 備考	統括本部長 島本礼司 (080 - 3393 - 8818)



手 数 料 表

(一般登録型)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% 手数料負担者は『求人者』とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% 手数料負担者は『求人者』とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 **27-ユ-305113**

事業所の名称及び所在地: 合同会社芝山タクシー山口

大阪府泉佐野市日根野743 (1階)